

北海道地区地方理事補欠選挙告示

第12期北海道地区山岡地方理事はこのたび辞任されましたが、定款細則第6条8に従い次点者がありませんので北海道地区地方理事の補欠選挙を、次の要領で行ないます。

1. 選出する役員

北海道地区地方理事 1名

2. 立候補および候補者推薦の届出

イ. 候補者の資格

昭和38年5月15日現在、北海道地区在住の通常会員

ロ. 届出方法

自から立候補する者は、候補者住所氏名、生年月日、所属機関、略歴(200字以内)を記入捺印の上、また候補者を推薦する者は、上記各項を明記した推薦状に候補者の承諾書を添え、期限内に選挙管理委員会に到着するよう届出ること。郵送するときは、封筒の表に「立候補届」または「候補者推薦届」と朱書すること。

ハ. 届出締切

昭和38年5月25日までに選挙管理委員会に必着のこと。

ニ. 宛 名

東京都千代田区大手町1の7 気象庁通報課気付 日本気象学会選挙管理委員会

ホ. 候補者の資格審査

選挙管理委員会は前項に従って届出された立候補者および推薦候補者の資格審査を昭和38年5月27日に行ないます。

3. 投 票

イ. 有権者資格

昭和38年5月15日現在、北海道地区在住の通常会員

ロ. 候補者名簿および投票用紙

昭和38年6月上旬にこれらを送付しますから6月中旬までに到着しないときには直ちに選挙管理委員会に申し出て下さい。

ハ. 投票期日および場所

昭和38年6月末日までに選挙管理委員会に到着のこと。

ニ. 投票方法

無記名文書投票

4. 開票および結果の告示

イ. 開票期日 昭和38年7月1日

開票は気象庁内で行ないます。会員はこの開票に立合うことができます。

ロ. 開票結果の告示

開票結果は当日発表し、かつ天気7月号(集誌会員には別刷)に公示します。

昭和38年4月9日

日本気象学会選挙管理委員会

東京都千代田区大手町 気象庁通報課

「付記」定款細則の役員選挙に関する条項の抜萃
細則 第3章

第六條 理事および監事の選挙は次の方法による。

1. 常任理事は、東京都およびその近県在住の通常会員の中から13名を、全国の通常会員が選挙する。

地方理事は、各地区毎に定められた定数だけ、各地区の通常会員が選挙する。

各地区の地方理事の定数は、各地区の会員数に応じ、次のとおりする。

北海道地区(北海道) 1名

東北地区(宮城、岩手、青森、秋田、山形、福島)の各県 1名

関東地区(東京、神奈川、千葉、茨城、埼玉、群馬、栃木、新潟、富山、石川、福井、長野、山梨、静岡、愛知、岐阜、三重)の各都県 2名

関西地区(大阪、京都、滋賀、和歌山、奈良、兵庫、鳥取、島根、岡山、広島、香川、愛媛、徳島、高知)の各府県 2名

九州地区(山口、福岡、佐賀、長崎、大分、熊本、宮崎、鹿児島)の各県 1名

2. 監事は通常会員の中から2名互選される。

3. 通常会員は、理事および監事に立候補することができる。

4. 他の通常会員によって書面により理事および監事に推薦され、かつそれを承認した通常会員は推薦候補となることができる。

5. 理事および監事は、立候補者および推薦候補者以外の通常会員からも選挙される。

6. 理事および監事の選挙は、それぞれ種類別に連記する無記名文書投票とする。

注 通常会員とは、A会員(会費年額1,080円を納め、天気または集誌の配布を受けるもの)、B会員(会費年額2,040円を納め、天気および集誌の配布を受けるもの)を総称したものである。